

労働者派遣のマージン率等に係る情報提供について

株式会社 S・U・K

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の労働者派遣事業に係る情報を公開いたします

(対象：第 24 期 (2023 年 9 月～2024 年 8 月))

記

- 2025 年 6 月 1 日付 派遣労働者数 89 人
- 第 24 期 派遣先事業所数 (実数) 20 件
- 第 24 期 労働者派遣に関する料金の平均額 14,095 円
- 第 24 期 派遣労働者の賃金の額の平均額 10,400 円  
※料金、賃金の平均額は 8 時間労働として算出した一人当たりの金額。
- 派遣労働者に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合  
26.2%
- 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練の内容	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	一人当たりの平均実施時間
新規採用者訓練	OFF-JT	弊社	無償	有給	各 3 時間
機械操作教育・訓練	OFF-JT	派遣先	無償	有給	各 3～8 時間
目視検査教育・訓練	OFF-JT	弊社	無償	有給	4 時間
リーダー育成研修	OFF-JT	弊社	無償	有給	2 時間
職種に応じた資格取得の推進					

キャリア・コンサルティングの相談窓口 総務課 TEL：0869-66-0777

7. 労働者派遣法第30条の4第1項に基づく「労使協定」について

- ・対象労働者の範囲：当事業所にて雇用し、派遣就業しているすべての派遣労働者
- ・有効期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日

8. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社のマージン部分については、下記のとおり法定福利費、教育訓練、年次有給休暇など弊社の運営経費などを含んだものです。

- ① 法定福利費用：社会保険料（健康保険、厚生年金保険、介護保険）、労働保険料、（雇用保険、労災保険）の事業主負担分の費用。
- ② 派遣労働者の年次有給休暇取得時の賃金
- ③ 派遣労働者の募集費用：派遣労働者募集、採用のための求人媒体費用。
- ④ 派遣労働者就業管理費用：就業先の紹介、就業内容などの条件交渉、雇用管理（就業中フォロー、更新確認）
- ⑤ 派遣労働者の教育訓練・キャリアアップ支援にかかる費用：スキル評価、キャリア面談、キャリアと要望に応じた就業先の提案、「教育訓練」および「教育訓練によるキャリア形成支援」などの就業管理にかかる費用。
- ⑥ 事業運営費用：派遣事業における派遣元責任者の維持や事業許可維持の手続き費用、社員人件費、事務所賃貸料、通信料などの事業運営費用。
- ⑦ 営業利益：労働者賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益。

以上